

県産材新流通システム構築事業事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、県産材新流通システム構築事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び県産材新流通システム構築事業補助金交付要綱（令和3年4月1日施行。以下「交付要綱」という。）並びに経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱（平成31年4月1日施行。以下「調査要綱」）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画)

第2 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、当該事業に係る事業実施計画を作成し、様式1により知事に協議するものとする。

- 2 前項において事業実施計画を作成する際には、本事業の事業主体に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。
- 3 事業主体は、第1項に掲げる書類の作成に当たっては、必要に応じて事業実施計画書の参考になる資料を準備しておくものとする。
- 4 知事は、第1項の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、当該事業実施計画の承認を行うものとする。

(交付決定前着手)

第3 本事業の着手は、原則として規則第6条に規定する補助金の交付決定後に行なうものとする。ただし、事業実施主体は、やむを得ない事由により本補助金の交付前に着手する場合には様式2による交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

- 2 前項による交付決定前着手を行う場合は、事前に第2の規定により事業計画に係る知事の承認を得ておくものとする。
- 3 第1項により交付決定前着手届を提出した場合は、交付要綱別記様式第5に号基づく事業着手報告書の提出は要しないものとする。

(事業計画の変更)

第4 事業主体は、補助金の交付決定前に、既に承認された本事業の実施計画の内容を変更しようとするときは、様式3により知事に申請し、その承認を受けるものとする。

(事業完了報告)

第5 補助金の交付を受けた者は、交付対象事業の完了後、当該事業の完了年度内に交付要綱第6の規定による事業実績報告を提出できないときは、速やかに様式4による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(事業の繰越)

第6 事業実施主体は、やむを得ない理由により事業を当該年度内に完了できないと判断し

た場合には、様式5により、事業の繰越について知事の承認を受けるものとする。

(処分の制限を受ける財産及び期間)

第7 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が50万円以上のものとする。

2 規則第21条ただし書きの規定により前項の財産が処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(書類の備付け)

第8 事業実施主体は、第7第2項の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る財産管理台帳を様式6により作成し、関係書類を整備保管しなければならない。

(確認調査)

第9 事業実施地域を所管する所長は、事業実施主体から第5の規定による完了届又は実績報告書が提出された場合は、経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱（平成31年4月1日施行）に基づき、速やかに完了確認調査を行うものとする。

2 本事業の確認調査における確認調査書は、様式第7号によるものとする。

(書類の提出部数及び書類の経由)

第10 事業実施主体がこの要領により知事に提出する書類の部数は各2部とし、その提出に当たっては、原則として所管する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項については、県が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。